

蒲郡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事と育児を両立できる環境の整備と児童の福祉の向上を図り、地域における育児に関する援助活動（以下「援助活動」という。）の支援のため、がまごおり児童館に蒲郡市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置し、ファミリー・サポート・センター事業の実施について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの会員（以下「会員」という。）の募集及び登録に関すること。
- (2) 会員間における援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員を対象とする説明会、講習会及び交流会に関すること。
- (4) センターの広報に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要なこと。

(業務時間)

第3条 センターの業務時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(職員)

第5条 ファミリー・サポート・センター事業の円滑な実施を図るため、センターに必要な職員を置くものとする。

(アドバイザー)

第6条 センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、第2条に規定する業務の実施にあたるほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) サブ・リーダーの選定並びに育成及び指導に関すること。
- (2) 会員間に生じた問題等を解決するための助言に関すること。

(3) 他の地方公共団体のファミリー・サポート・センターとの連絡調整に関する
こと。

(サブ・リーダー)

第7条 センターにサブ・リーダーを置くことができる。

2 サブ・リーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡、調整等を行うものとする。

(会員)

第8条 会員は、次条第1項の承認を受けた育児の援助を行う会員（以下「まかせて会員」という。）及び当該援助を受ける会員（以下「おねがい会員」という。）とする。

2 まかせて会員は、市内に在住する者でなければならない。

3 おねがい会員は、市内に在住、在勤又は在学する者でなければならない。ただし、市町村間の協定に基づいて市内の保育園、幼稚園等に広域入所し、又は市内の小学校に区域外就学する児童を有する者は、この限りでない。

4 まかせて会員は、おねがい会員を兼ねることができる。

(入会の手続)

第9条 会員になろうとする者は、入会申込書（第1号様式）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けた者に対し、会員証（第2号様式）を交付する。

3 会員は、入会に際して、センターが実施する講習等を受講しなければならない。ただし、センターが受講する必要がないと認めた場合は、この限りでない。

4 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、会員登録変更届（第3号様式）をセンターに提出しなければならない。

(退会の手続)

第10条 会員がセンターを退会しようとするときは、退会届（第4号様式）に会員証を添えてセンターに提出しなければならない。

(援助活動の内容)

第11条 援助活動の内容は、育児に関する援助を必要とする中学校就学前の児童（以下「対象児童」という。）に対する、次に掲げる事項とする。

(1) 保育園又は幼稚園等まで対象児童を送迎すること。

(2) 保育園又は幼稚園における保育等の開始前又は終了後に対象児童を預かるこ

と。

- (3) 学校の放課後又は児童クラブの終了後に対象児童を預かること。
 - (4) 保護者等の負傷、疾病、急用等の場合に対象児童を預かること。
 - (5) その他会員の子育て支援のために必要なこと。
- 2 対象児童を預かる援助活動は、おねがい会員の家庭において行うものとする。ただし、まかせて会員とおねがい会員との間で合意があるときは、この限りでない。
 - 3 援助活動は、原則として午前6時から午後10時までの時間内に行うものとし、対象児童の宿泊は行わないものとする。

(援助活動の実施等)

第12条 おねがい会員は、援助活動を必要とするときは、アドバイザーに援助の申込みをしなければならない。

- 2 前項の申込みを受けたアドバイザーは、援助内容、日時等を確認し、援助依頼受付簿（第5号様式）に記載するとともに、まかせて会員を選考し、当該おねがい会員に紹介するものとする。
- 3 おねがい会員及びまかせて会員は、第1項の申込みに係る援助活動の内容等について、事前に十分な打合せを行い、双方合意のもとに事前打合せ書（第6号様式）を作成しなければならない。
- 4 援助活動終了後、まかせて会員は、その実施内容について、おねがい会員の確認を受けた援助活動報告書（第7号様式）を作成し、援助活動を実施した日の属する月の翌月の10日までにセンターに提出しなければならない。
- 5 やむを得ない事情により援助活動を必要とする場合で、センターの休業日及び業務時間外のため、第1項の申込みができないおねがい会員は、まかせて会員に直接援助の申込みをすることにより、援助を受けることができるものとする。この場合において、当該おねがい会員は、速やかにセンターに報告しなければならない。

(会員の遵守事項)

第13条 会員は、援助活動により知り得た他人の個人情報の保護に努めなければならない。会員がセンターを退会した後も、同様とする。

- 2 おねがい会員はまかせて会員に対し、前条第3項の規定により決定した以外の援助活動を要求してはならない。また、当該援助活動の内容に変更が生じた場合

は、速やかに連絡するものとする。

3 おねがい会員は、保育園、幼稚園等まで対象児童を迎えに行く援助活動を実施することを決定したときは、援助活動実施前までに、その旨を当該施設へ連絡しなければならない。

4 援助活動中に生じた事故による損害については、当該援助活動の当事者である会員間において解決しなければならない。

(援助活動の報酬等)

第14条 おねがい会員は、援助活動の終了後、まかせて会員に対し、市長が別に定める基準に従い、報酬等を支払わなければならない。

(その他)

第15条 ファミリー・サポート・センター事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲都市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式 (第9号関係)

中

入 会 申 込 書

申込日 年 月 日

会員番号	※ ※センター記入		写 真 (撮影6ヶ月以内) 2.4×3cm	
会員の種類	□おねがい会員	□まかせて会員		□どっちも会員
ふりがな 会員氏名	年 月 日生 () 歳			
住 所	〒 -	小学校区	小学校	
電話番号	TEL() - FAX() -	携帯電話 () - Eメールアドレス		
職 業	1 無職 2 フルタイム 3 パートタイム 4 自営業 5 その他()			
勤 務 先 (在学先)	名称	電話番号 ()		
	所在地			

【おねがい・どっちも会員記入欄】

援助が必要ない児童	名 前(ふりがな)		生 年 月 日	年齢	園・学校名	特記事項など
	-----		. .			
	-----		. .			
	-----		. .			
	かかりつけ医	(1)			(2)	
その他						

【まかせて・どっちも会員記入欄】

同居の 家族 (会員本人を 除く)	氏 名		続柄	年齢	氏 名		続柄	年齢
資格等	なし 保育士 幼稚園教諭 教員 看護師 ヘルパー その他()							
車免許	あり・なし		車での送迎	可・不可		車の任意保険	加入・未加入	
援助ので きる曜日・時間及 ひ内容 (可能な時間帯に○ をしてく ださい)		月	火	水	木	金	土	日
	早朝(7:00以前)							
	午前(7:00~12:00)							
	午後(12:00~16:00)							
	夕方(16:00~19:00)							
夜間(19:00~22:00)								
住居の状 況	一戸建・集合住宅・その他()			ペット	なし	犬	猫	その他()
備 考								

※ センター記入欄

講習会履歴								
交流会履歴								

第2号様式（第9条関係）

表 面

裏 面

会 員 証		注 意 事 項
会員番号 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 上記の者は、センター会員であることを証明します。 年 月 日	写 真 (2.4×3 cm)	1 援助活動は、必ず蒲郡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に従って活動してください。 2 援助活動中は、必ず会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示してください。 3 援助活動中に知り得た情報は、絶対に他人に漏らさないでください。 4 援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。 5 援助活動中に事故等が発生した場合は、速やかにセンターへ連絡してください。
蒲郡市ファミリー・サポート・センター 蒲郡市長 		6 会員証を紛失したとき、または変更が生じたときは、速やかにセンターへ連絡してください。 7 会員証を他人に貸したり、譲渡しないでください。 8 退会するときは、必ず会員証をセンターへ返却してください。

第3号様式（第9条関係）

会 員 登 録 変 更 届

年 月 日

会員番号					
会員の種類	<input type="checkbox"/> おねがい会員		<input type="checkbox"/> まかせて会員		<input type="checkbox"/> どっちも会員
ふりがな 会員氏名				年	月 日生 () 歳
住 所	〒 -			小学校区	小学校
電話番号	TEL()	FAX()	携帯電話	()	-
職 業	1 無職 2 フルタイム 3 パートタイム 4 自営業 5 その他()				
勤 務 先 (在学先)	名称				電話番号 ()
	所在地				

中 【おねがいどっちも会員記入欄】

援助 が 必 要 な 児 童	名 前(ふりがな)	生 年 月 日	年 齢	園・学校名	特記事項など
	-----	. .			
	-----	. .			
	-----	. .			
	かかりつけ医	(1)		(2)	
その他					

【おねがいどっちも会員記入欄】

同居の 家族 (会員本人を 除く)	氏 名	続柄	年 齢	氏 名	続柄	年 齢				
資格等	なし 保育士 幼稚園教諭 教員 看護師 ヘルパー その他()									
車免許	あり・なし		車での送迎		可・不可					
援助のできる 曜日・時間 及び内容 (可能な時間帯 に○を してください)			月	火	水	木	金	土	日	援助できる内容 ・車をでの預かり ・車を外での預かり ・送迎 ・障害児の預かり
	早朝(7:00以前)									
	午前(7:00~12:00)									
	午後(12:00~16:00)									
	夕方(16:00~19:00)									
夜間(19:00~22:00)										
住居の状況	一戸建・集合住宅・その他()				ペット	なし 犬 猫 その他				
備 考										

注) 1 会員番号、会員氏名は必ず記入してください。

2 変更があった項目のみ記入してください。

退 会 届

年 月 日

蕨 郡 市 長 様

会員番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり、蕨郡市ファミリー・サポート・センターを退会します。

記

1 退会期日 年 月 日

2 退会理由

<おねがい・どっちも会員記入>

- 市外転出
- 子どもの成長
- 利用する必要がなくなった
- ほかに子育て支援で対応できるため
- その他の理由（ _____ ）

<まかせて・どっちも会員記入>

- 市外転出
- 多忙のため
- 体調不良
- 援助の機会がないため
- その他の理由（ _____ ）

※ センター記入欄

受 付	年 月 日
会員証の 返 還	あり ・ なし
備 考	

援助活動報告書

蒲郡市長 様

援助実施日時	年 月 日() ~ 日() [: ~ :]		
おねがい会員	氏 名		会員番号
子どもの氏名	(1)	(歳)	月
	(2)	(歳)	月
	(3)	(歳)	月



【報告内容等】

月日	曜日	時間	内 容	子 ど も の 様 子
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

※ 継続援助の場合は、1行～垂行を1日分として記入してください。

【報 酬 額 等】

(1) 謝 儀 _____ 円 (内訳) _____ 円 × _____ 時間 × _____ 日
(食費・おやつ) (燃料費)

(2) 実 費 _____ 円 (内訳) _____ 円 _____ 円

(3) キャンセル料 _____ 円 (内訳) 当日取消し _____ 円 無断取消し _____ 円

(4) 合 計 _____ 円

年 月 日

上記のとおり報告します。また 上記の報酬額等を御返しました。

※会員番号 _____ ※まかせて会員氏名 _____

上記について確認しました。

※会員番号 _____ ※おねがい会員氏名 _____

※必ず本人が署名してください。

